

議事日程第4号

平成28年12月16日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 8件

議案第51号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について

議案第54号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について

議案第55号 指定管理者の指定について

議案第56号 指定管理者の指定について

議案第57号 指定管理者の指定について

議案第58号 財産の取得について

議案第59号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 2件

総務建設産業常任委員会付託事件 2件

議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
教育長	高木俊朗	総務部長	加藤暢彦
民生部長	山田徹	建設部長	伊左次一郎
企画調整 担当参事	森島嘉人	教育参事兼 学校教育課長	田中秀典
総務防災課長	須田和男	企画課長	小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	可児英治	亜炭鉱廃坑 対策室長	鍵谷和宏
税務課長	若尾要司	住民環境課長	若尾宗久
保険長寿課長	高木雅春	福祉課長	佐久間英明
農林課長	石原昭治	上下水道課長	大鋸敏男
建設課長	筒井幹次	会計管理者	水野嘉博
生涯学習課長	亀井孝年		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	各務元規	議会事務局 書記	金子文仁
--------	------	-------------	------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山口政治君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第51号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第53号 可茂広域行政事務組合格約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第53号 可茂広域行政事務組合格約の一部を変更する規約に関する協議について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第54号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

今回のこの議案の設置の中にあります構成団体には入っておりませんが、一部違う自治体が入っております。可児川防災等ため池組合の関係につきましては、この公平委員会はどのようなになっておりますでしょうか。それをお伺いします。

議長（大沢まり子君）

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

ただいまの加藤議員の質問にお答えいたします。質問にありました可児川防災等ため池組合の公平委員会の関係の件でございますが、議員がおっしゃったとおり、議案つづり19ページの議案第54号の第1条に掲げます構成団体には入っておりません。

御質問がありました可児川防災等ため池組合の構成団体は多治見市、可児市そして御嵩町をもって組織しているものでございます。このものにつきましては、事務所が可児市下恵土の可児土地改良区にあるものでございますが、公平委員会につきましては、事務委託に関する規約ということで、岐阜県のほうに公平委員会の事務を委託しているという状況でございますので、よろしくお願いたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第55号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第56号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第57号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第58号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第59号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり同意されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会に付託しました議案第50号と議案第52号の2件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました2件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、総務建設産業常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について、以上2件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それでは、報告をさせていただきます。

御嵩町議会議長 大沢まり子様。総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

お手元に資料が配付されておるとお思いますので、お目通し願いながらお聞きしていただければありがたいと思います。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

去る12月14日の第4回定例会において本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成28年12月14日木曜日。

2. 審査事件名、議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について。

3. 審査の経過、議案第50号及び議案第52号の審査に当たっては、条例の内容が町行政施策として適切かつ適正であるか。また、住民にとっての手續が適正な内容であるかなどを主眼に審査した。

4. 審査の結果、議案第50号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第52号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上であります。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

総務委員長にお尋ねしますが、この委員会の中でどのような内容が話し合われたのか、どんな意見が出たのかについて御紹介いただけるとありがたいです。

議長（大沢まり子君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

お答えします。

さきの本会議において、付託審査についての議論が本会議でなされました。そこでおおよその議論がされております。その主な確認事項ということが中心的に話し合いをされました。

それから、私のほうから一番当初、この防災コミュニティセンターの設置及び管理についての条例について、これは私どもは全員協議会の中で、執行部のほうから規則等の資料を提出していただき、それについても議論を踏まえてきております。今回、私どもが委員会として協議させていただきましたのは、当初に注意をしておきましたのは、あくまでも条例と規則、これは不離一体のものでありますけれども、条例案についての質疑をお願いしたいということで、規則等については、協議の対象、諮問の対象になっておりませんので、その辺のところをお願いしたいということで協議に入っております。

特に中心的に議論になりましたのが、災害時における対応と避難等も含めてですが、どういう対応をしていくのかということでありますが、これは町のほうから社協のほうに依頼をして、災害救助ボランティアを中心とした組織体制を構築して、災害被災者に対する救援・支援等の体制を組んでいくということで、基本的には社協ボランティアに対応を、組織の中心をお願いするということでもあります。

それから、先般も問題になりました条例、規則の関係に一部触れたわけでありましてけれども、許可取り消しの案件についても少し出ましたが、これについては本会議で執行部のほうの答弁が出ておりますので、それについて追認をしたということでもあります。

大体そのようなことが中心的に協議されたということでもあります。以上であります。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員

会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（大沢まり子君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程させていただきました議案全てを議了していただきまして、まことにありがとうございます。また、全て可決ということで、これで心置きなく新年が迎えられると、大変うれしく思っております。

これで、会期自体は8日間と非常に短かったわけでありますけれども、中身の濃い議論をしていただきましたけれど、あと本年も数えるほどということになっておりますが、毎年この時期になると1年を振り返ってみて、穏やかな年というのは本当によかったなということを思えるようになりました。それだけ災害を意識しているということでもあるかと思っておりますけれども、油断は大敵でありますけれども、もし発生するのであれば地震かなというようなことは思いつつ、とりあえず1年を穏やかに送れたことに感謝をしたい、このように思っております。

12月4日、議会初日に議長報告という形で、庁舎整備検討特別委員会の委員長からの報告がございました。新築というのは私が即断で決めさせていただいたということがありましたけれども、移転するかどうかという点については、議会の皆さんで決めてくださいとお願いをしておきました。期間は本年いっぱい決めていただきたいというお願いをしておりました。過去この庁舎を決めるときは、何年も大変紛糾した形でやっと決まっていたというような経緯はありますけれども、大変時間を詰めて回数を多く開き、十分な議論をしていただきながら、調整をしつつ、100%全部納得したというわけではなくいろんな思いもあったでしょうけれど、少なくとも12人の議員全員が移転でいいじゃないかと決めていただけたということは、大変安堵しております。私は与えられた条件の中で最大限いい仕事をしていくということになるかと思っておりますけれども、この件を政治的な 이슈にする、政争の具にはいけないという気がありましたので、ぜひ議員の皆さんにも十分な議論をしていただきたいということを思いつつ願っておったわけですが、2カ月余りでありましたけれど、本当に回数多く協議していただきました。この点について心からお礼を申し上げます。

私はいつも前向きに物事を考えていきたいと思っております。町長になったときにまさか自分がこの庁舎を云々ということを考えなければいけないということは、全く思っておりました。多少の改造はしたいかなということは思っておりましたけれど、ここまで大きな事

業として覚悟をせざるを得ないという状況になるとは、10年前には全く思っておりませんでした。ただ、着工し全て完了するという次元になりますと、まだこれ数年かかるわけですので、この庁舎になってから40年が過ぎていくということになります。次はやはり40年、50年の単位になるでしょうけれど、この12人の議員と、そして私と、また担当者たちと力を合わせて50年に1度の事業に取り組めるということには、誇りと名誉を持って取り組んでいきたい、このように思っております。

議員の皆様方には、ぜひ時間があるときには、御嵩の町をいろんな形で眺めていただいて、適地の候補をどんなところを考えられるかということも伝えていただけたらありがたいかと思っております。年が明けましたら、候補地となるであろうという複数の箇所を皆さんにお示ししつつ、考え方として合致するようなところに決めてまいりたいということを思っております。ただ、これもなるべく早く決めていく。あるかないかわからない震災の準備ということになるわけですが、少なくとも前向きにきちんと取り組んでいる姿を町民に見ていただくことが、安心・安全を町民に感じていただける最大の我々の使命であると、このように思っておりますので、手際よく中身の濃い議論をしつつ進めてまいりたいと、このように思っております。

来週には議会の皆さんと上京することになっております。主は議会ですので、私は余り前に立たないようにしていきたいとは思っておりますが、15日、岐阜県議会でも基金の造成について可決されるということですので、安心をしながら、今度は期待を裏切らない仕事をしていくことが大切であろうと、このように思っております。3年間のモデル事業を御嵩町としてしっかりと取り組み、お金もそれほど残らない状態で、事故も起こさなかったということが次につながったものだと考えれば、今度は本年も入れて5年間の事業でありますけれど、きちんとやることが次につながる。やはり人間ですので、全て信頼関係で物事は動いていくと、このように私も、この年になってからますますそういう思いを強くしておりますので、ぜひ議員の皆さんとも信頼関係を結びながら、全町域の大変な問題であるということで、庁舎についても、また亜炭廃坑についても真摯に取り組んでまいる所存であります。

皆さんにおかれましては、体調の管理をしっかりといただいて、余り酒だるが湿らないように気をつけていただきつつ、本年を送り新年を迎えていただくことを願ひまして、本日定例会最終日の挨拶とさせていただきます。来年も笑顔でお会いして、しっかりと仕事を一緒にしていきましょう。以上であります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これもちまして、平成28年御嵩町議会第4回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前9時27分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員